

第17 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

(1) 省令第28条の2に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号の規定に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室のほか、駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。

(2) 省令第28条の2に規定する「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

イ 避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

ロ 避難階以外の階

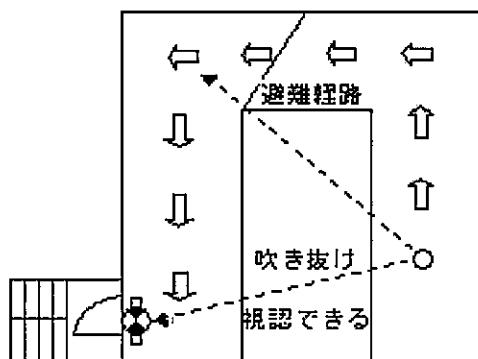
直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

(3) 省令第28条の2に規定する「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害（別記1参照）がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること。（第17-1図参照）

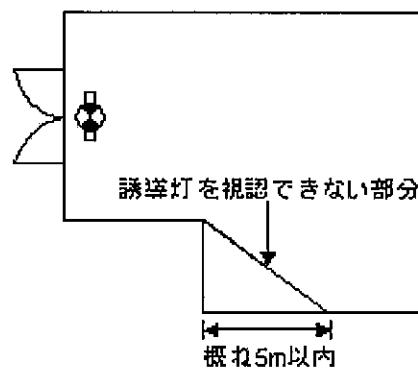
ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が概ね5m移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。（第17-2図参照）

イ 吹き抜け等がある場合



第17-1図

ロ 死角がある場合



第17-2図

(4) 省令第28条の3第3項第1号ロに規定する「直通階段の出入口」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその附室の出入口をいう。

(5) 「非常用の照明装置」とは、建基政令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、建基政令の技術基準に適合していること。

(6) 省令第28条の3第3項第2号に規定する「通路」とは、条例第43条から第45条に定める避難通路及び不特定多数の者の使用する避難経路となる居室内の通路のほか、駐車場、倉庫、作業所等で人の通行のために設定された通路をいう。

(7) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号に規定する「乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路」とは、乗降場に存する旅客等が屋外に避難するまでの経路をいうものとする。

また、法定積載荷重を超えて踏み段が降下しない構造等の一定の安全措置を講じたエスカレーターが避難経路の一部に該当する場合は、当該エスカレーターを含むものとする。

(8) 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下第 17 において「誘導灯告示」という。）第 3 第 1 号(3)及び第 3 の 2 第 4 号に規定する「性能を保持するために必要な照度」については、以下のとおりとする。

イ 停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、100 ミリカンデラ每平方メートル以上の平均輝度が確保できる照度をいう。

ロ 省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が 15 メートル以上となる場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の表示面が 300 ミリカンデラ每平方メートル以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

ハ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから 60 分間経過した後の表示面が 75 ミリカンデラ每平方メートル以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

(9) 誘導灯告示第 2 号第 3 の 2 ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示」とは、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等をいう。

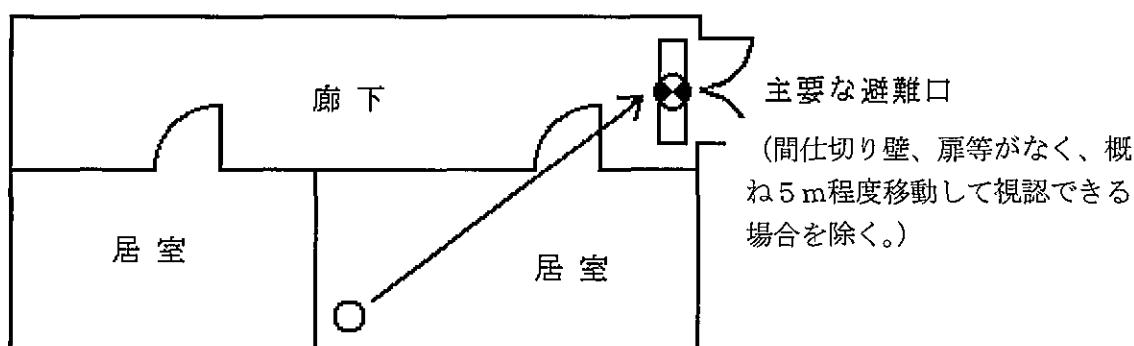
2 省令第 28 条の 2 に定める誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

イ 設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

ロ 地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、免除要件の対象外であること。

ハ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。ただし、人が概ね 5 m 移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合を除く。（第 17-3 図参照）



第 17-3 図

ニ 省令第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

ホ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別記2のとおりであること。

(2) 避難階にある居室（省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号関係）

- イ 設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するものであること。
- ロ 地階及び無窓階に存する居室であっても、免除要件に適合すれば免除の対象となること。
- ハ 省令第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものとする。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は当該居室以外の他の部分からの避難には当たらないものであること。

ニ 上記ハの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、次式により、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

Dは、避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（単位メートル）

hは、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（単位メートル）

【算定例】

避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が30メートルとなる場合

$$30 \leq 150 \times h \rightarrow h \geq 30 \div 150 = 0.2$$

表示面縦寸法：0.2メートル以上

ホ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別記3のとおりであること。

(3) 階段又は傾斜路に設けるもの

階段又は傾斜路のうち、通路誘導灯を免除する場合には、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されていること。

3 誘導灯の設置・維持について

(1) 誘導灯の区分

イ 誘導灯については、①避難口誘導灯②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分され、それぞれの設置場所及び主な目的は第17-1表のとおりであること。

第17-1表

区分	設置場所	主な目的
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示

通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるものの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ・政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席 ・上記に掲げるほか客席を有するものには設置することが望ましい。 	避難上必要な床面照度の確保	

ロ 表示面の縦寸法と表示面の明るさ (=表示面の平均輝度×面積) は、次表 (第17-2表) によること。

第17-2表

区分	表示面の縦寸法(メートル)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級 0.4以上	50以上
	B級 0.2以上 0.4未満	10以上
	C級 0.1以上 0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級 0.4以上	60以上
	B級 0.2以上 0.4未満	13以上
	C級 0.1以上 0.2未満	5以上

ハ 平均輝度の範囲は、次表 (第17-3表) によること。

第17-3表

電源の別	区分	平均輝度(カンデラ毎平方メートル)
常用電源	避難口誘導灯	A級 350以上 800未満
		B級 250以上 800未満
		C級 150以上 800未満
	通路誘導灯	A級 400以上 1,000未満
		B級 350以上 1,000未満
		C級 300以上 1,000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上 300未満
	通路誘導灯	150以上 400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

- イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の(イ)又は(ロ)に定める距離以下となる範囲であること。
- (イ) 次表 (第17-4表) の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

第17-4表

区分			距離(メートル)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
通路誘導灯	C級*		15
	A級		20
	B級		15
	C級		10

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。
(誘導灯告示、第4第1号(六)イただし書)

(ロ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k \cdot h$$

Dは、歩行距離 (単位メートル)

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (単位メートル)

kは、次表 (第17-5表) の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる値

第17-5表

区分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級 (避難の方向を示すシンボルなし)

表示面縦寸法 : 0.5 メートル

$$150 \times 0.5 = 75 \text{ メートル}$$

b 区分：避難口誘導灯B級 (避難の方向を示すシンボルあり)

表示面縦寸法 : 0.3 メートル

$$100 \times 0.3 = 30 \text{ メートル}$$

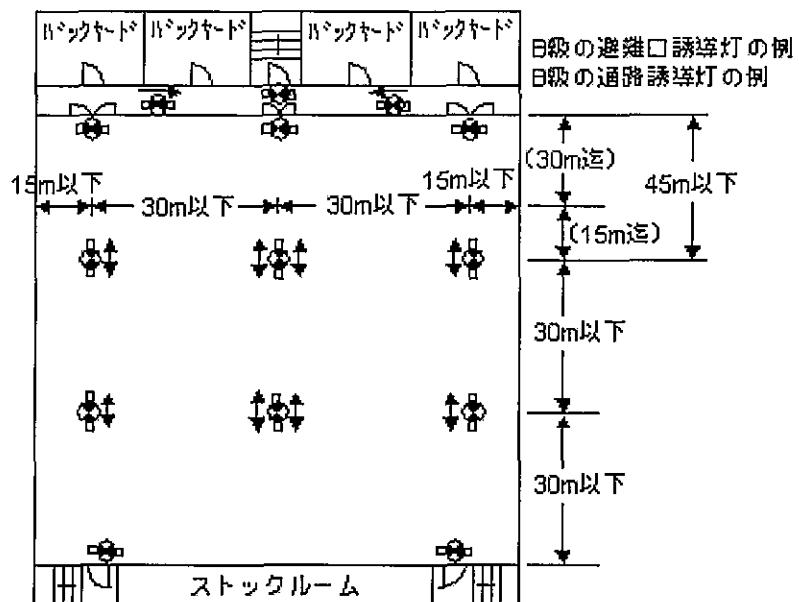
c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法 : 0.5 メートル

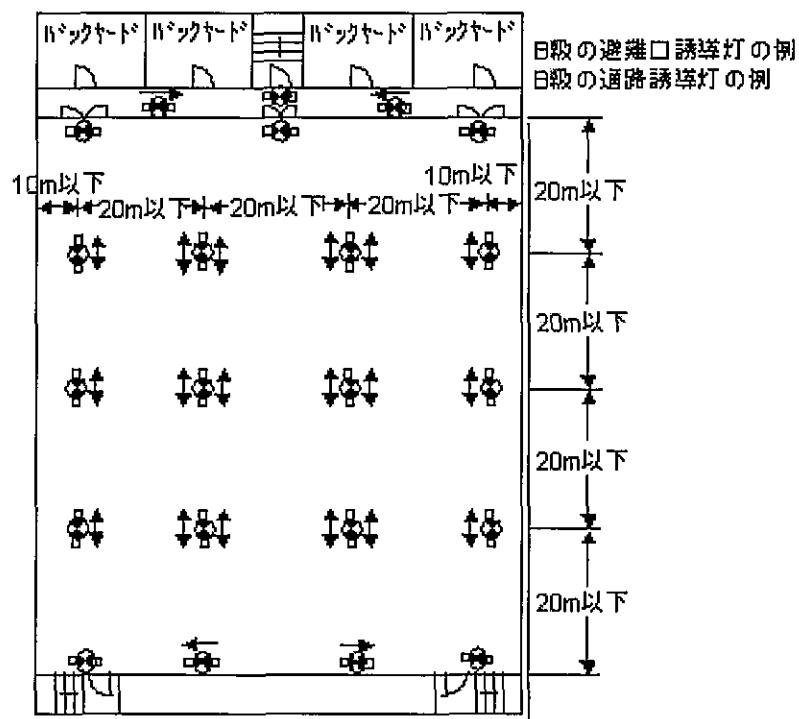
$$50 \times 0.5 = 25 \text{ メートル}$$

ロ 居室の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例 (第17-4図参照)

前イにかかわらず、誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、有効範囲を当該誘導灯までの歩行距離が 10 メートル以下となる範囲とすること。(第17-5図参照)



第 17-4 図 居室の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



第 17-5 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

ハ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

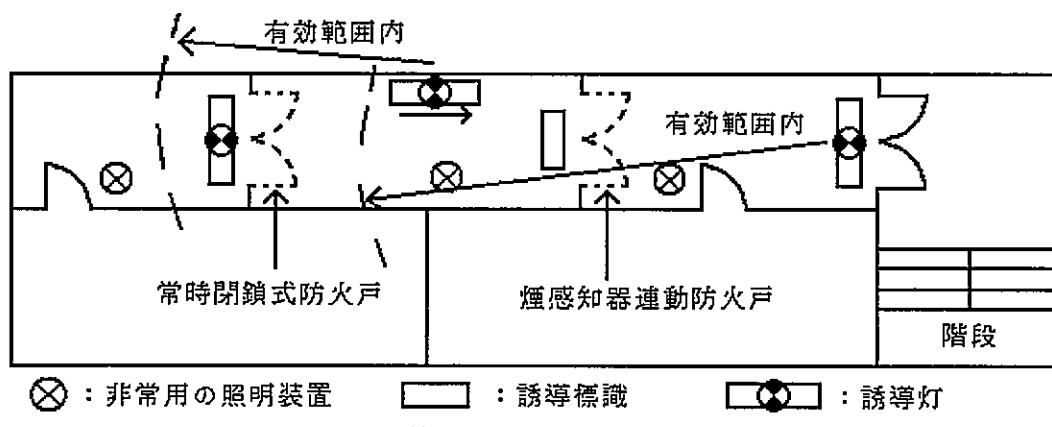
誘導灯は、階ごとに次に定めるところにより設置することとし、その具体的な例図は別記4及び別記5によること。

イ 避難口誘導灯は次に掲げるところにより設置すること。

(イ) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）に設けること。

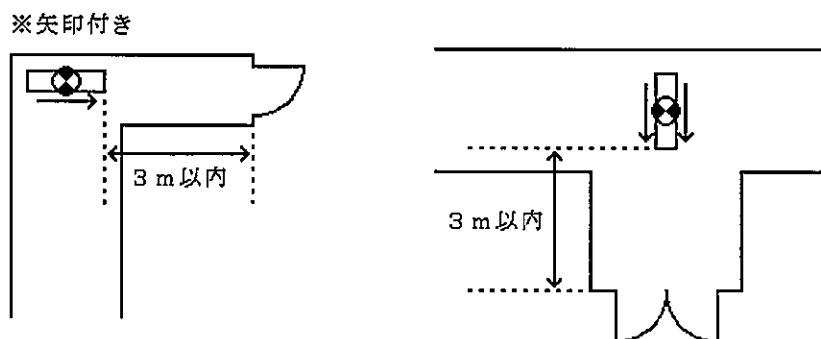
- (ロ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）に設けること。
- (ハ) 前(イ)又は(ロ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設置すること。ただし、次の全ての要件に適合する居室の出入口を除く。
- 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるること。
 - 当該居室の床面積は 100 m^2 (主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400 m^2) 以下であること。
- (二) 前(イ)又は(ロ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所に設けること。ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度（当該防火戸の床面における照度が1ルクス以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

なお、ただし書を適用する場合の通路誘導灯は、当該誘導標識にかかわらず避難口誘導灯又は通路誘導灯の有効範囲内に存する必要があること。（第17-6図参照）



第17-6図

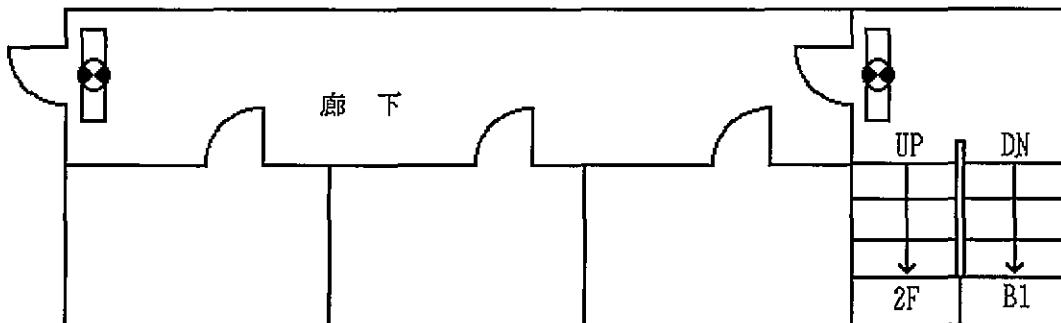
- (ホ) 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。
- (ヘ) 表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、廊下等から屈折して避難口に至る場合（避難口から概ね3m以内）にあっては、矢印付のものを設置し、表示面が避難方向と対面するよう設けること。（C級は設置不可とする。第17-7図参照）◆



第17-7図

- (ト) 避難口誘導灯の取付け高さは、避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できるように設置すること。
- (チ) エスカレーター区画内からの出入口は省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハに該当するものとする。
- (リ) 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げるほか、全域放出方式の二酸化炭素消火設備及びガス系消火設備等を設けた防護区画からの出入口には誘導灯を設けること。◆
- (ヌ) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口（地階又は中間階が無窓階により階単位で設置義務となる場合を含む。）には、設置すること。（第 17-8 図参照）◆

屋外（地上）



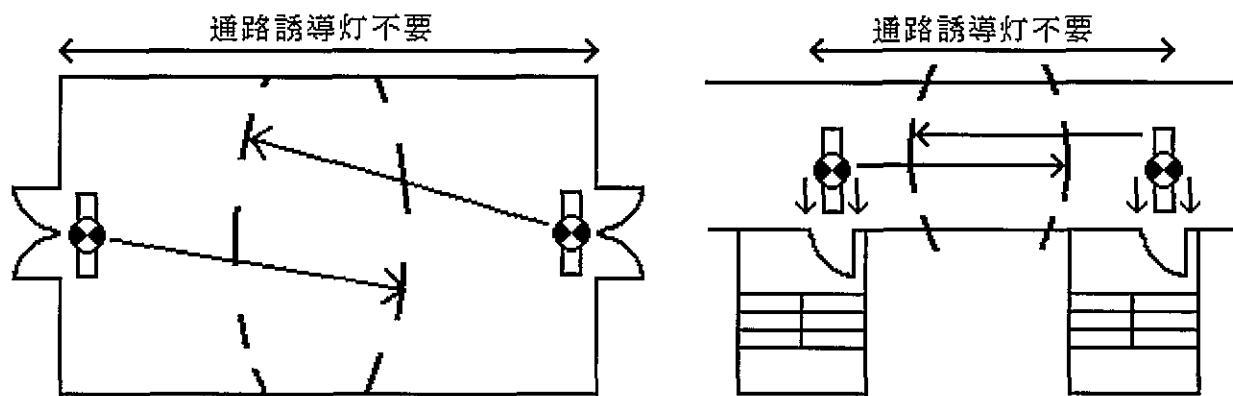
第 17-8 図

- (ル) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。◆

ロ 通路誘導灯

通路誘導灯の設置計画にあっては、曲り角に設置し避難口誘導灯の有効範囲を考慮して設置すること。

- (イ) 曲り角に設けること。
- (ロ) 前イ. (イ) 及び(ロ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に設けること。
- (ハ) 前(イ)及び(ロ)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けること。
- (ニ) 省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては、通路誘導灯の設置を要しないこと。（第 17-9 図参照）

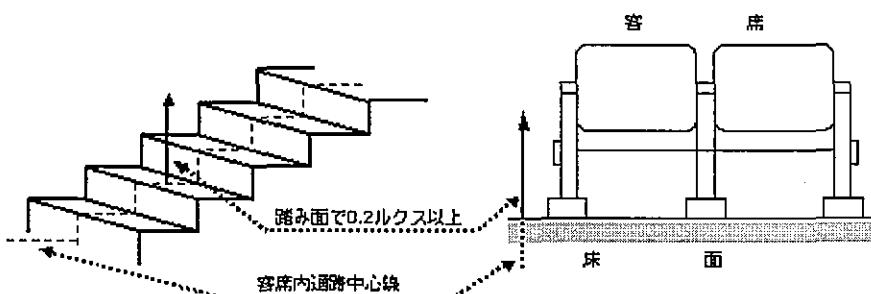


第 17-9 図

- (ホ) 床面に埋込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とするとともに、耐久性を十分考慮すること。◆
- (ヘ) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。
- (ト) 通路誘導灯の取付高さは、通路誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できるよう設置すること。
- (チ) 省令第28条の3第4項第3号の2の規定により設置する場合は、床面から誘導灯下部までの高さが、1m以下となるように設置すること。(別記6参照)
- (リ) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。◆

ハ 客席誘導灯

- (イ) 客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設けること。
- (ロ) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設けること。
- (ハ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、避難上必要な床面照度が得られること。(第17-10図参照)



第17-10図

- (二) 客席を壁、床面等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において、避難上必要な床面照度を得られるよう設置すること。
- (ホ) 客席誘導灯(電気配線も含む。)は避難上障害とならないように設置すること。
- (ヘ) 壁、床等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。◆

(4) 誘導灯の点灯・消灯

- イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)については、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。
 - (イ) 当該防火対象物が無人である場合
 - (ロ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合
 - (ハ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合
- (二) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別記7、誘導灯の点灯・消灯方法については別記8によること。
- ロ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前イ、(イ)及び(ロ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとして差し支えないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分は、次表（第17-6表）によること。

第17-6表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000m ² 以上のもの (※1)	○A級 ○B級(表示面の明るさが20以上(BH形)のもの又は点滅機能を有するもの)	○A級 ○B級(表示面の明るさが25以上(BH形)のもの) (※2)
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

* 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること。(省令第28条の3第4項第6号イ)

* B級にあっては、さらに細分化されていることに注意すること。

○B級BH形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ以上、通路誘導灯は25カンデラ以上のもの

○B級BL形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ未満、通路誘導灯は25カンデラ未満のもの

※1 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所にあっては、政令第32条の規定を適用して、BL形又はC級とすることができる。

※2 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるとときは、この限りでない。

(6) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

イ 点滅機能又は音声誘導機能は、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

ロ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等は、別記9によること。

(7) 誘導灯の構造及び性能

省令第28条の3第6項に規定する誘導灯は、認定品とすること。◆

4 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、政令第26条第2項第5号及び第3項、省令第28条の3第5項及び第6項並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

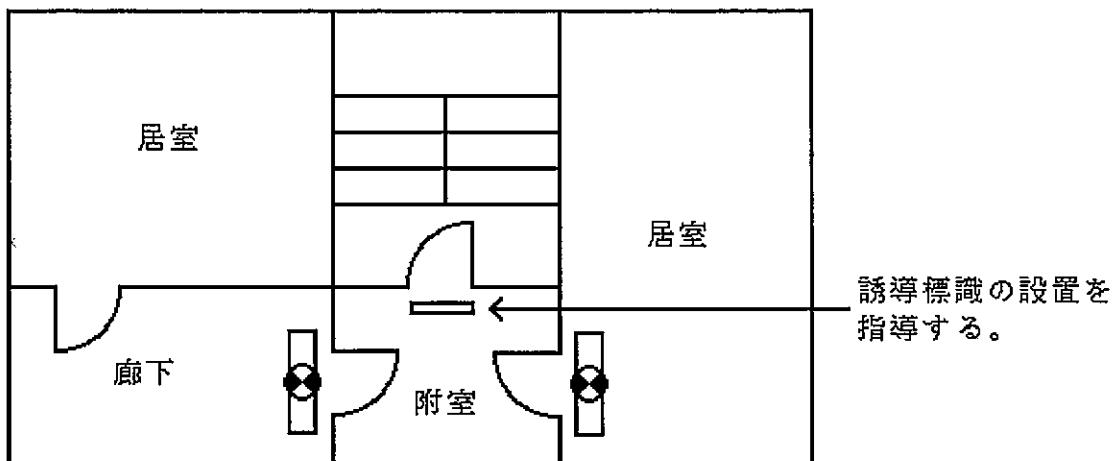
(1) 誘導標識の区分は、次表（第17-7表）によること。

第 17-7 表

誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 誘導標識の設置位置等

- イ 避難口誘導標識の設置にあっては避難口誘導灯の例により設けること。
- ロ 附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設置すること。（第 17-11 図参照）◆



第 17-11 図

- ハ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、次の箇所に設けること。
- （イ）廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5 メートル以下となる箇所
- （ロ）曲がり角
- ニ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあっては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に設けること。なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができる。（政令第 26 条第 3 項）
- ホ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。
- ヘ 扉、床等に塗料を用いて、誘導標識に準じ表示したものにあっては、誘導標識とみなし取り扱うこと。
- ト 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 及び第 10 号の規定で定める通路誘導灯を補完するためには設けられる通路蓄光式誘導標識については、誘導灯告示第 2 号第 3 の 2 の規定によるほか、次によることとし、具体的な例図にあっては別記 6 のとおりであること。
- （イ）誘導灯告示第 2 号第 3 の 2 第 2 号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、通路蓄光式誘導標識下部までの高さが 1 メートル以下の避難上有効な箇所をいうものとする。
- （ロ）通路誘導灯の直下付近に設けること。
- （ハ）階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、通路蓄光式誘導標識を設けること。この場合において、通路蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（誘導灯告示第 2 号別図第 2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとすること。◆

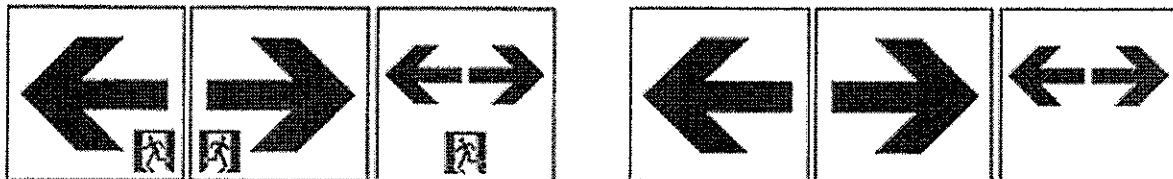
(二) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 及び第 10 号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして通路蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、通路蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(3) 誘導標識の構造及び性能

- イ 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。
- ロ 床面に設けるものにあっては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。
- ハ 高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、次によること。◆
 - (イ) 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、認定品を、認定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。認定品でないものを設ける場合にあっては、耐摩耗性や耐水性について認定基準と同等の性能を有しているものであること。
 - (ロ) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 及び第 10 号の規定で定める通路誘導灯を補完するために設ける通路蓄光式誘導標識については、他の誘導表示と混同しないようにピクトグラムの入ったものとするほか、標識の大きさが 120 ミリメートル×120 ミリメートル以上又は短辺 100 ミリメートル以上・面積 300 平方センチメートル以上となるものを設けること。(第 17-12 図参照)

ピクトグラムが入ったもの

ピクトグラムが入っていないもの



第 17-12 図

5 光を発する帯状の標示の設置・維持について

光を発する帯状の標示の設置・維持については、次によることとし、具体的な例図にあっては別記 6 のとおりであること。

(1) 光を発する帯状の標示の設置位置等

- イ 光を発する帯状の標示にあっては、当該標示下部までの高さが 1 メートル以下となるよう設けること。
- ロ 光を発する帯状の標示を設ける場合にあっては、曲がり角等の必要な箇所に通路高輝度蓄光式誘導標識を設けること。また、曲がり角等の必要な箇所以外の部分にあっては、避難の方向を明示するために、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間（省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては 60 分間）経過した後における当該表面の平均輝度が 7 ミリカンデラ每平方メートル以上となる通路蓄光式誘導標識を、廊下及び通路の各部分から一の通路蓄光式誘導標識までの歩行距離が 5 メートル以下（通路高輝度蓄光式誘導標識が設置されている箇所にあっては、その有効範囲内を除く。）、かつ、床面から通路蓄光式誘導標識下部までの高さが 1 メートル以下となるように設けること。なお、曲がり角等の必要な箇所に設ける通路高輝度蓄光式誘導標識については、前 4.(3). ハ. (イ)によることとし、曲がり角等の必要な箇所以外の部分に設ける通路

蓄光式誘導標識については、他の誘導表示と混同しないようにピクトグラムの入ったものとするほか、標識の大きさが 100 ミリメートル×210 ミリメートル以上となるものを設けること。◆

(2) 光を発する帶状の標示の構造及び性能

- イ 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。
- ロ 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、性能評定品を、性能評定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。性能評定品でないものを設ける場合にあっては、耐摩耗性や耐水性について性能評定基準と同等（材質等により性能評定基準が異なるため、製品ごとに個別に判定する。）の性能を有しているものであること。◆
- ハ 停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間(省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては 60 分間)経過した後における当該表面の平均輝度が、次式により求めた値を確保すること。◆

$$L' \geq L_{100}/d'$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度（単位ミリカンデラ每平方メートル）

L : 2 (単位ミリカンデラ每平方メートル)

d' : 当該標示の幅 (単位ミリメートル)

【算定例】

使用する光を発する帶状の標示の幅が 10 ミリメートルの場合

$$L' \geq 2 \times 100 / 10 \rightarrow L' \geq 20$$

光を発する帶状の標示の表面における平均輝度 : 20 ミリカンデラ每平方メートル以上

6 電源及び配線

- (1) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中に開閉器又は点滅器等を設けないこと。
- (2) 常用電源からの専用回路は、2 以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないよう設置することが望ましい。ただし、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、階段系統ごとととができる。
- (3) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している配電盤又は分電盤若しくは各誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電設備を用いるものにあっては、これによらないことができる。
- (4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の表示をすること。
表示の色は地を白色、文字を赤色とし、大きさは文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由とすること。◆

7 非常電源

- (1) 非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量は誘導灯を有効に 20 分間作動できる容量以上とすること。
- (2) 次のいずれかに該当する大規模・高層等の防火対象物については、非常電源の容量を 60 分間以上とすること。
 - イ 政令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの
 - (イ) 延べ面積 50,000 m²以上
 - (ロ) 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上
 - ロ 政令別表第 1. (16 の 2) 項に掲げる防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上のもの
- (3) 非常電源の容量を 60 分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所であること。
(別記 10 参照)
 - イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
 - ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
 - ハ 避難階の廊下及び通路（イの避難口に通ずるものに限る。）
- (4) 非常電源の容量を 60 分間以上とする場合、20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、蓄電池設備のほか自家発電設備によることができる。
- (5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

8 防火管理体制等

誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う防火対象物については、消防計画に次に掲げる事項を記載させ、適正な防火管理体制等を図ること。◆

- (1) 点滅又は音声誘導機能の起動・停止方法

- (2) 点灯・消灯方法

9 特例基準

政令第 32 条の規定の適用による避難口誘導灯の設置緩和について、消防長が防火対象物の位置、構造、設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものについては、次のいずれかに該当する場合、避難口誘導灯を設置しないことができる。

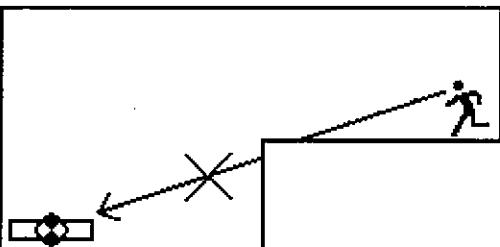
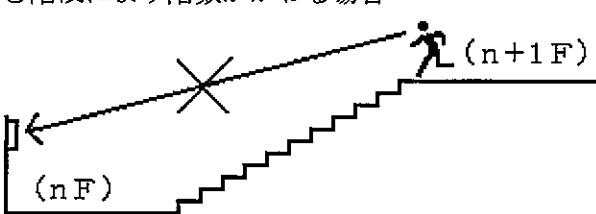
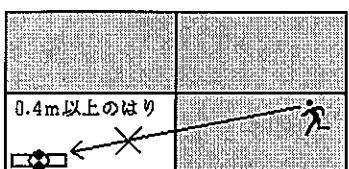
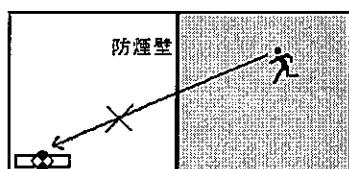
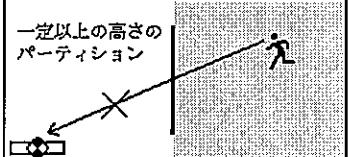
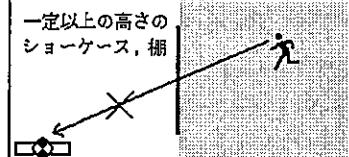
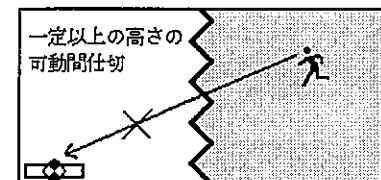
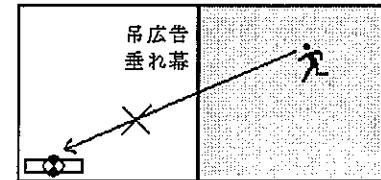
なお、政令第 32 条の規定の適用による消防用設備等適用除外を申請しようとするものは、富良野広域連合火災予防規程第 17 条の規定により、消防用設備等適用除外申請書（別記様式第 14 号）に案内図、配置図、設備図、立面図を添えて提出するものとする。（設備図に必要事項が記載されている場合には、立面図に替えて写真等で可とする。）

図面の縮尺は原則 100 分の 1 とする。ただし、縮尺 100 分の 1 以外のものでも内容が明確に判断できる場合は、これによらなうことができる。

- イ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住宅の用に供する部分
(政令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)
- ロ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物で、階数 2 以下、かつ、延面積 150 m²未満の小規模な防火対象物のうち、避難に支障がないと認められ、主要な避難口が容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては 20m 以下、避難階以外の階にあっては 10m 以下の階
- ハ 延べ面積が 50 m²未満の小規模な防火対象物 (避難上支障が無い場合に限る。)
- ニ 政令別表第 1(14)項に掲げる防火対象物で、荷さばき室を有する物流倉庫などのように人が出入りし作業を行う倉庫以外の無人倉庫等のうち、階数が 2 以下 (地階を除く。)、かつ、床面積 300 m²未満で主要な避難口が容易に見とおし、かつ、識別することができる階
- ホ 従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、政令別表第 1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物又は複合用途防火対象物に該当する場合は、平成 29 年 3 月 23 日付消防予第 71 号通知「一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について (通知)」による。
- ヘ 政令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物の一部の住戸を同表(5)項イに掲げる用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合、又は同表(5)項イに掲げる防火対象物の各居室又は各独立部分となる場合は、平成 30 年 3 月 15 日付消防予第 83 号通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について」による。

別記 1

誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができない例

誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができない例	備考
○壁面があり陰になる部分がある場合 	
○階段により階数がかわる場合 	
○0.4m以上のはりがある場合 	○防煙壁がある場合 
吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとすること。	
○一定以上の高さのパーテーションがある場合 	一定以上の高さとは通常 1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとすること。
○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 	
○一定以上の高さの可動間仕切がある場合 	
○吊広告、垂れ幕がある場合 	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとすること。 吊り広告を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

別記 2

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

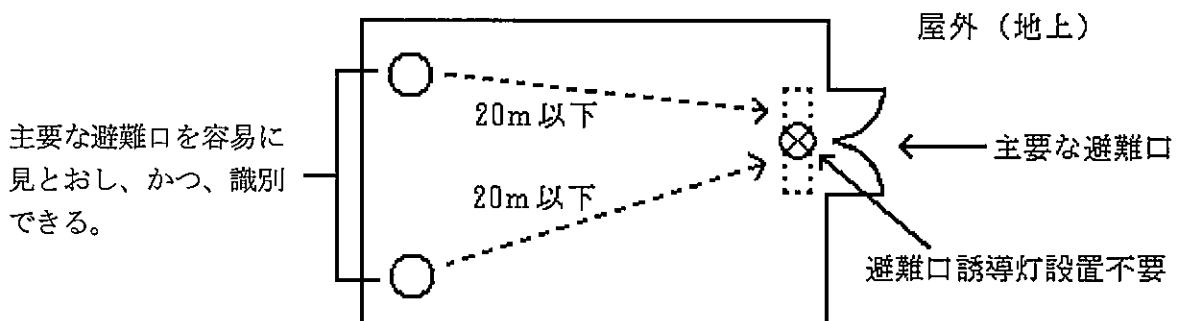
(階段又は傾斜路以外の部分)

- 1 省令第 28 条の 2 第 1 項の規定に定める避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

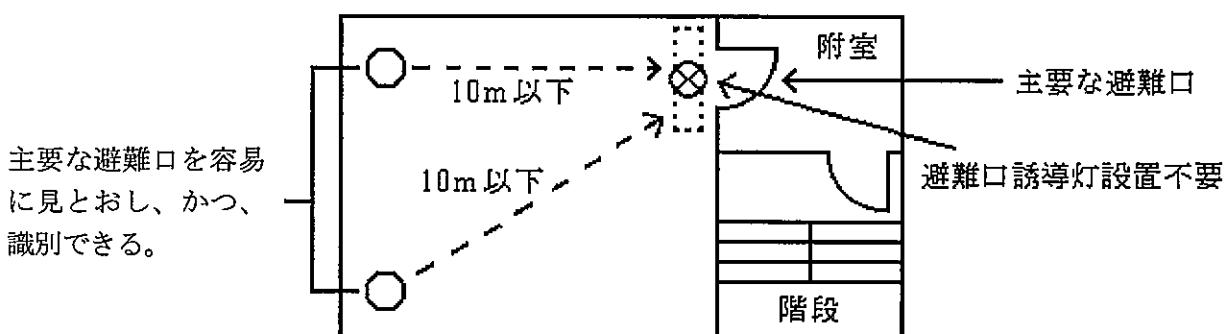
* 地階であっても避難階の場合は該当する。

(例 1)



(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

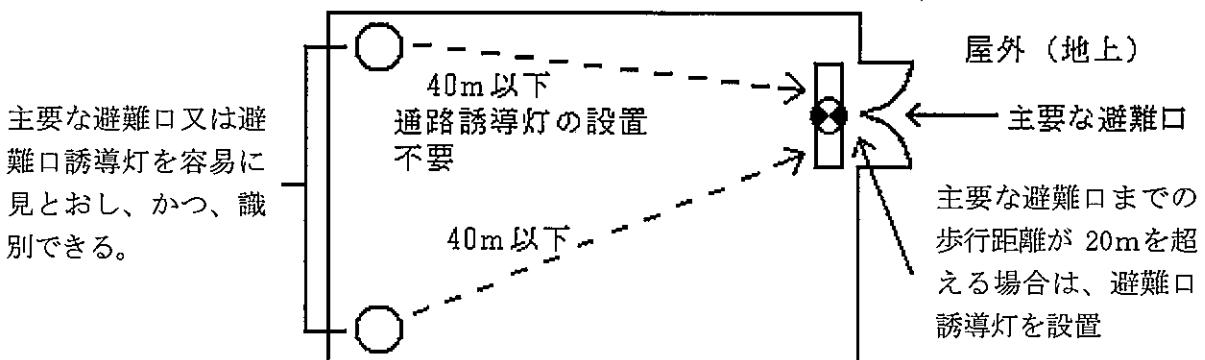
(例 2)



- 2 省令第 28 条の 2 第 2 項の規定に定める通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

(例 3)

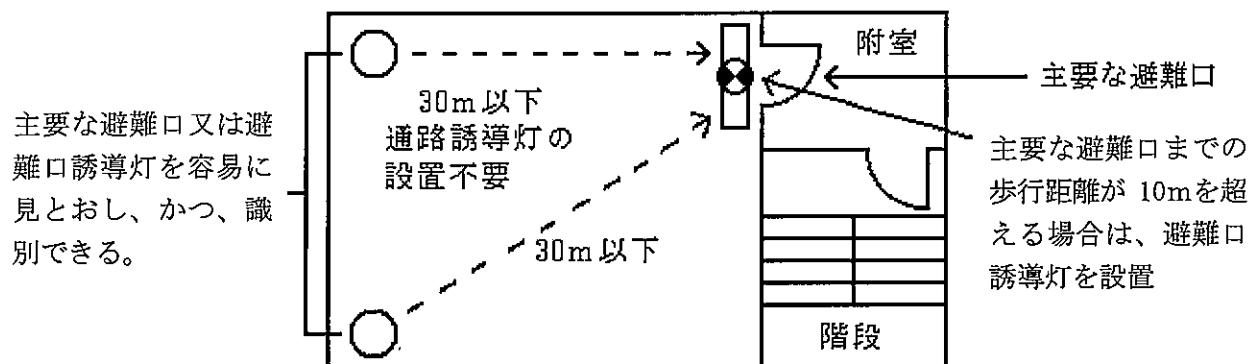


(注) ただし、C級にあっては 15m、B級（避難の方向を示すシンボルのあるもの）にあって

は20m、B級（避難の方向を示すシンボルのないもの）にあっては30m以下とする。

(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

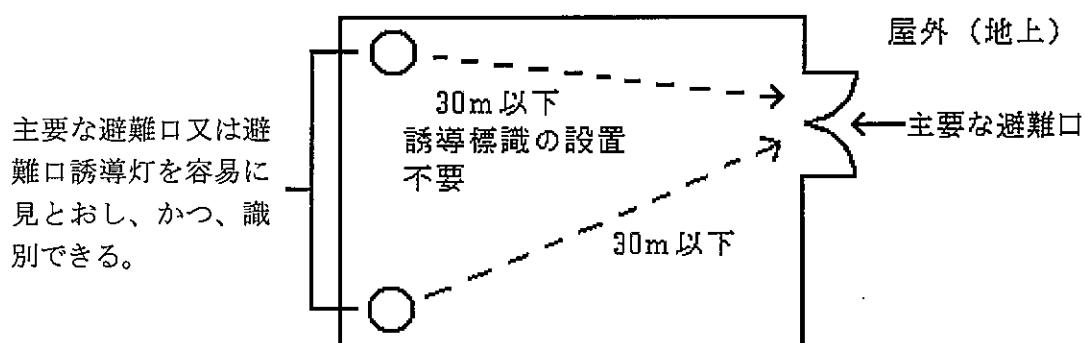
(例4)



(注) ただし、C級にあっては15m、B級（避難方向を示すシンボルのあるもの）にあっては20m以下とする。

3 省令第28条の2第3項の規定に定める誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(例5)



(注) 避難階にあっては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

別記3

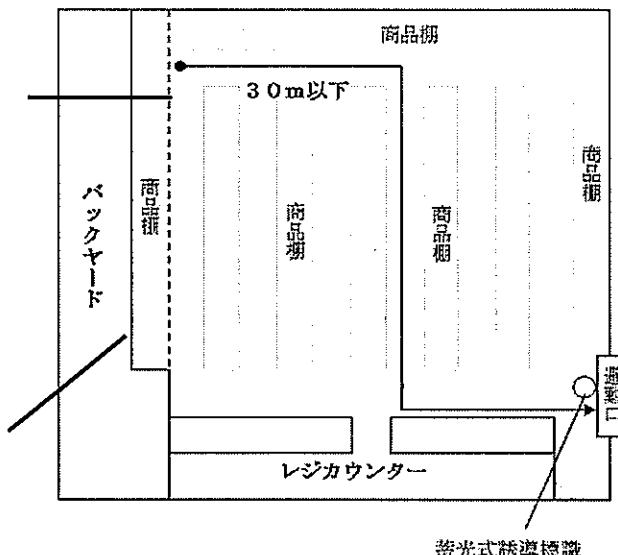
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

(避難階にある居室)

- 1 省令第28条の2第1項第3号に規定する誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

室内の各部分から、省令第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

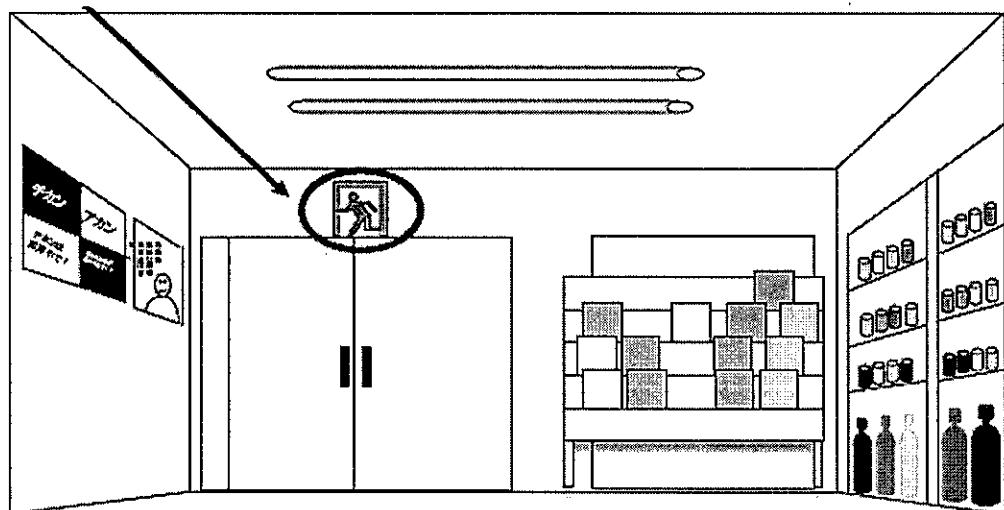
主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は、当該居室以外のその他の部分からの避難には当たらない。



省令第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該壁面に蓄光式誘導標識が設置されていること。

【例1】 避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル未満となる場合にあっては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。

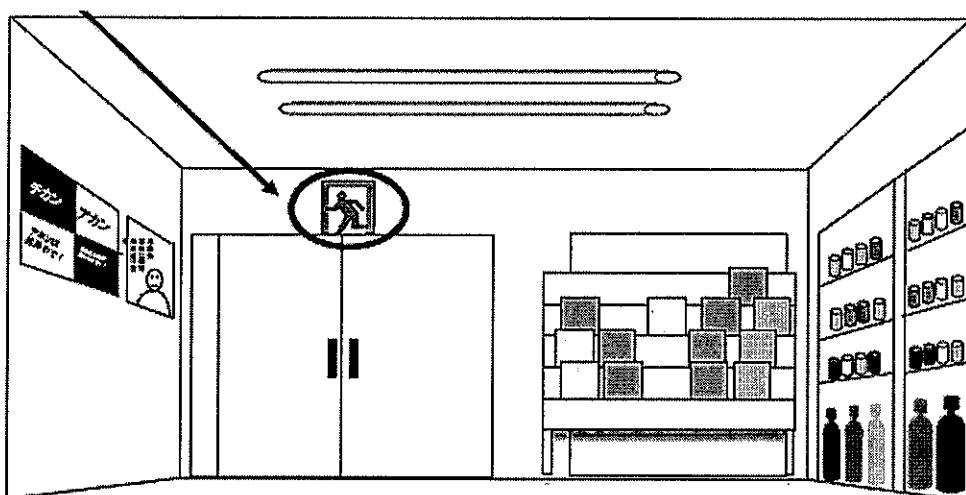
歩行距離		求められる性能
15m未満	輝度 (消灯後20分経過した後)	100 mcd/m ² 以上



【例2】避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15メートル以上30メートル以下となる場合にあっては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。

また、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを次式により求め、確保すること。

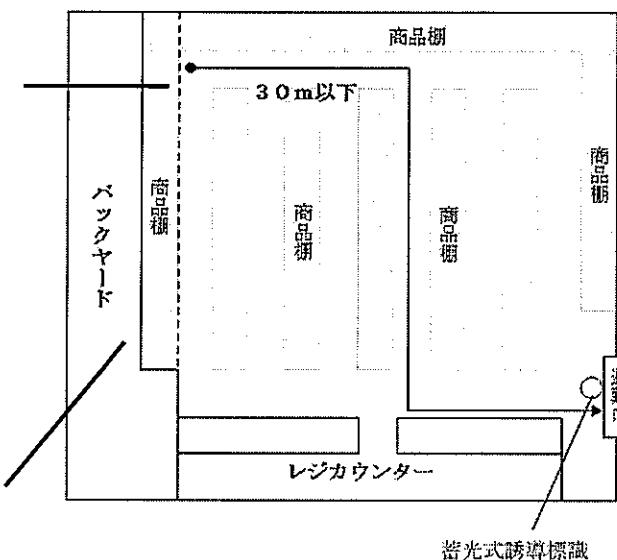
歩行距離		求められる性能
15m以上	輝度 (消灯後20分経過 した後)	300 mcd/m ² 以上
	表示面の縦寸法	D ≒ 150 × h D : 避難口から当該居室の最遠までの歩行距離 (m) h : 蓄光式誘導標識の縦寸法 (m)



2 省令第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯及び省令第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

室内の各部分から、省令第28条の3第3項第1号イの避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおしあつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は、当該居室以外のその他の部分からの避難には当たらない。



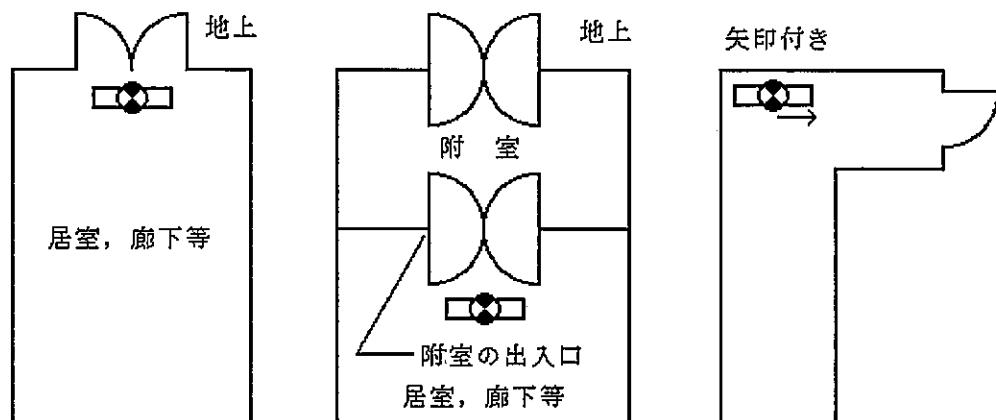
省令第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に避難口誘導灯又は蓄光式誘導標識が設置されている。

別記4

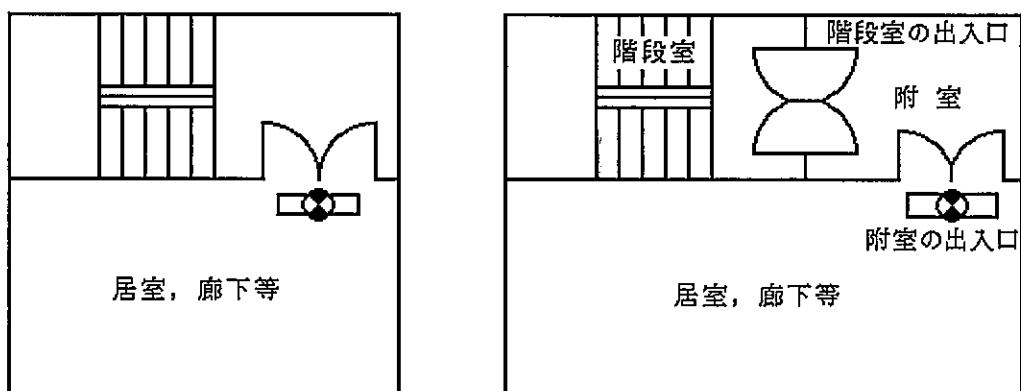
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第1号）

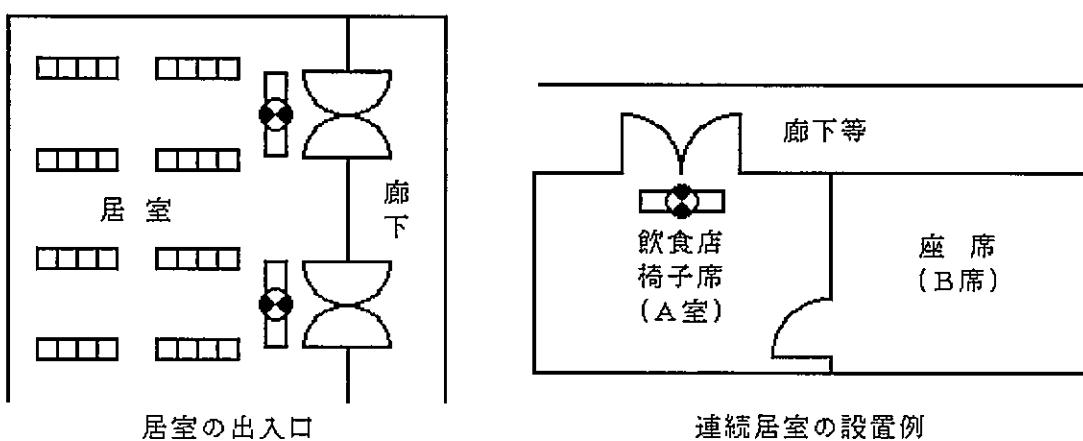
(1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



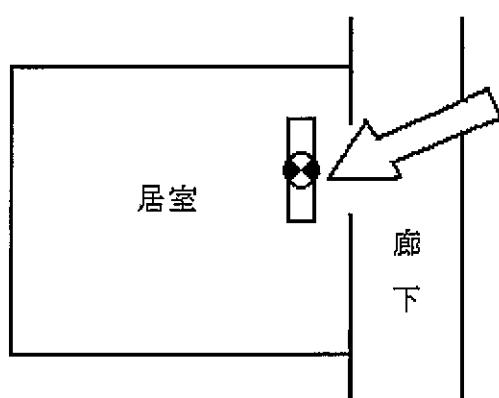
(2) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



(3) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）

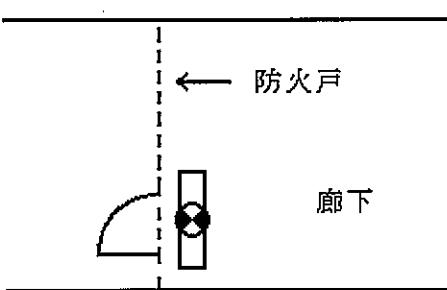
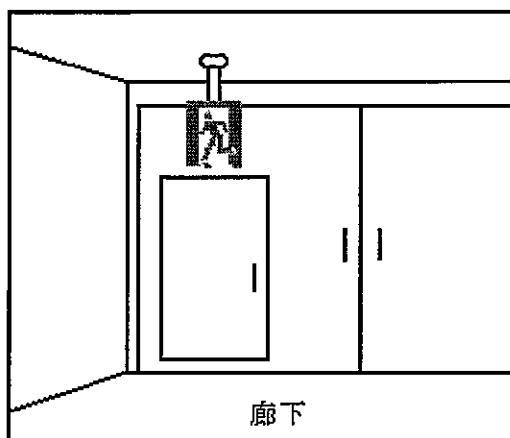


連続居室の設置例

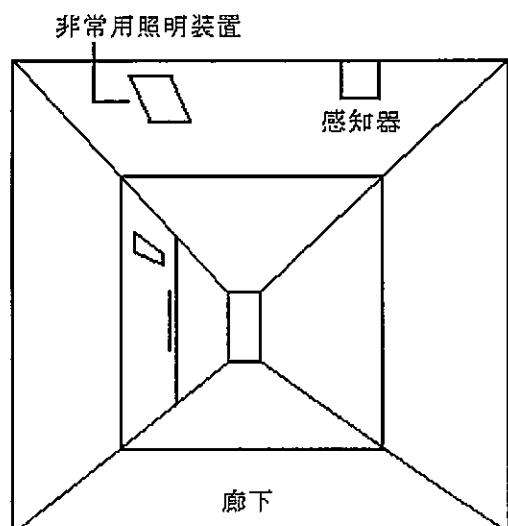


室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、居室の床面積が 100 m^2 以下であれば居室の出口の避難口誘導灯は免除される。なお、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する居室にあっては、居室の床面積が 400 m^2 以下までが対象となる。

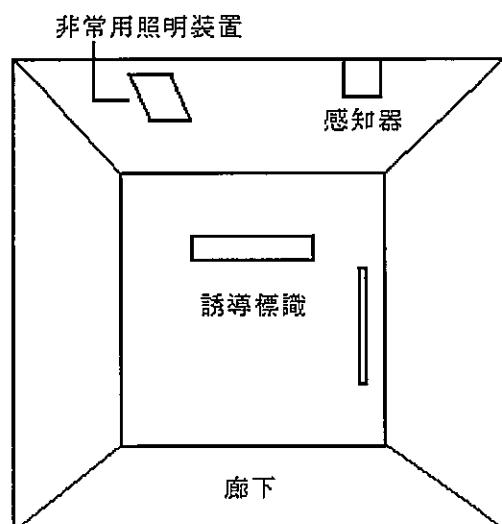
- (4) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場合（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）



避難口誘導灯の設置が除外される例



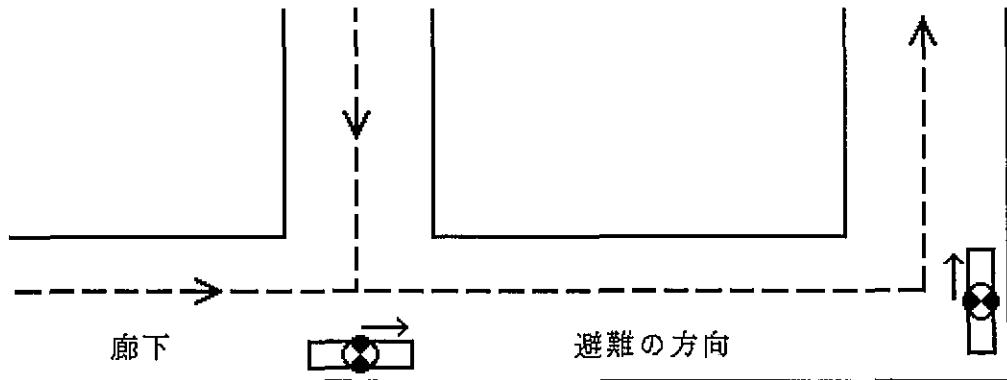
常時開放式防火戸（平常時）



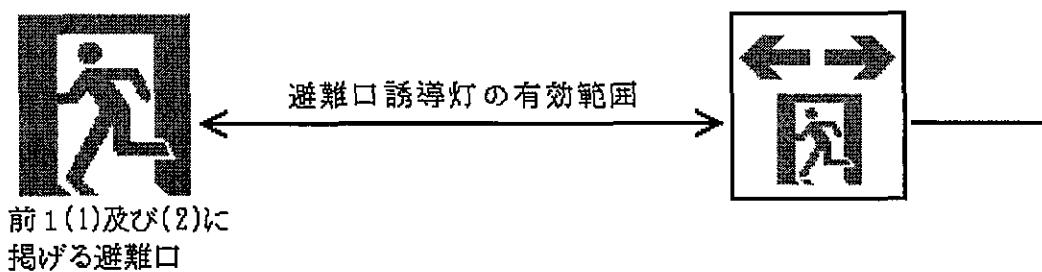
常時開放式防火戸（作動時）

2 通路誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角

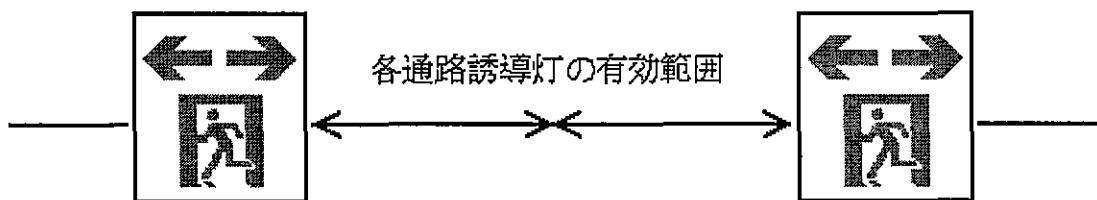


(2) 前1.(1)及び(2)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

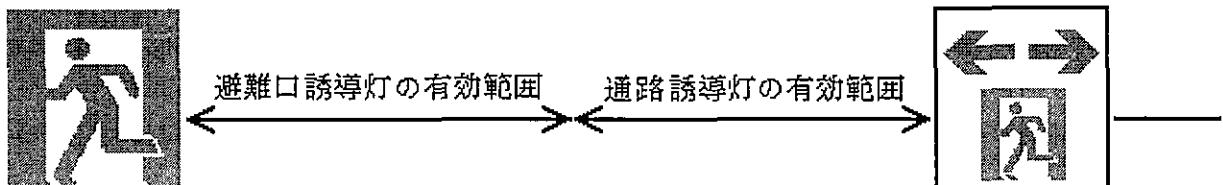


(3) (1)及び(2)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

イ 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



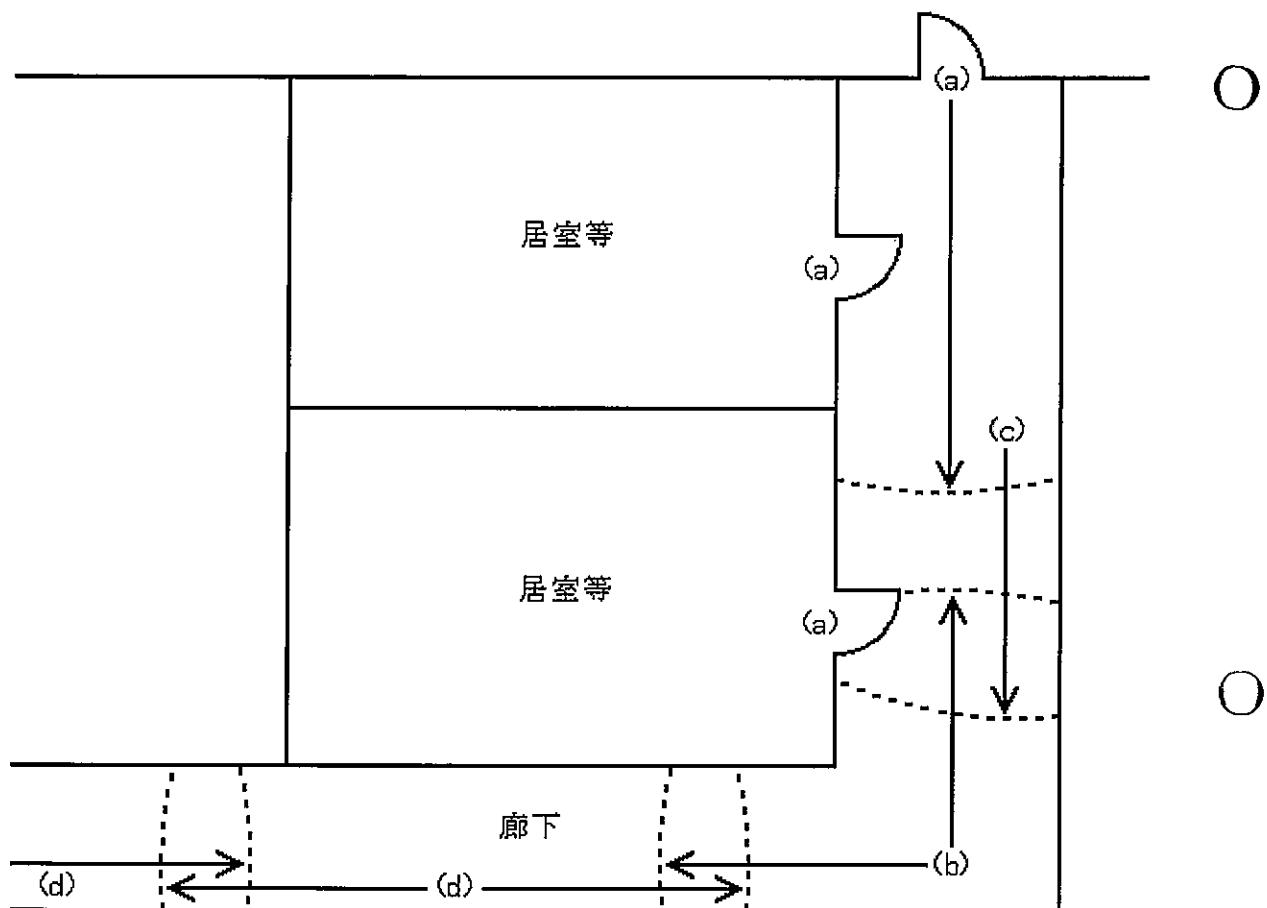
ロ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



別記5

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

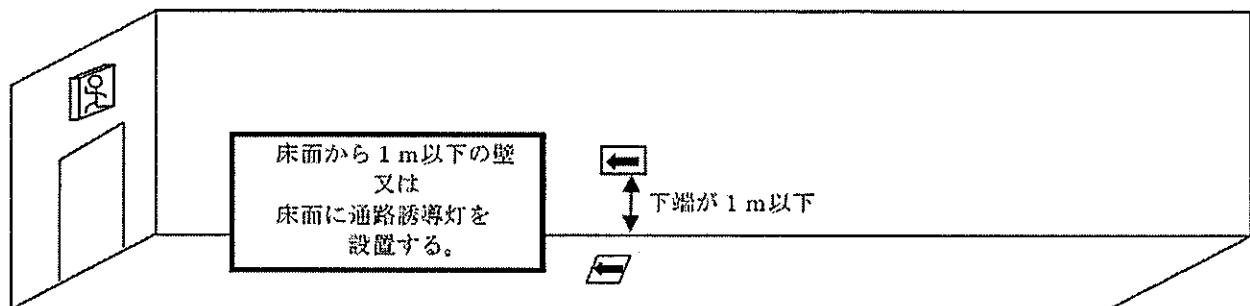
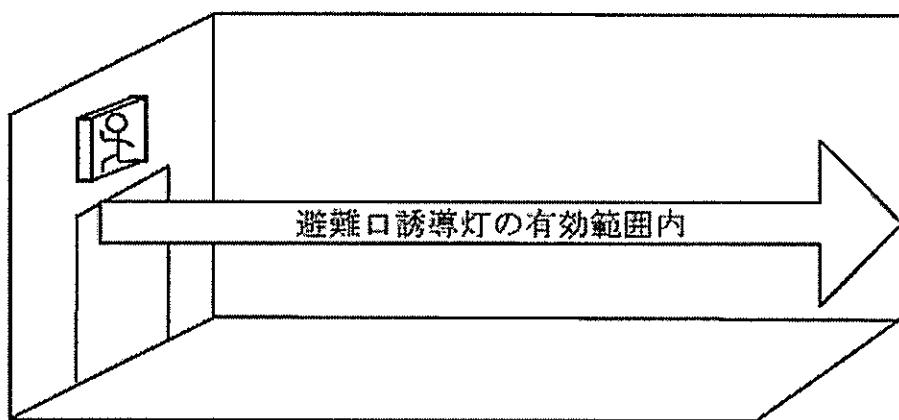
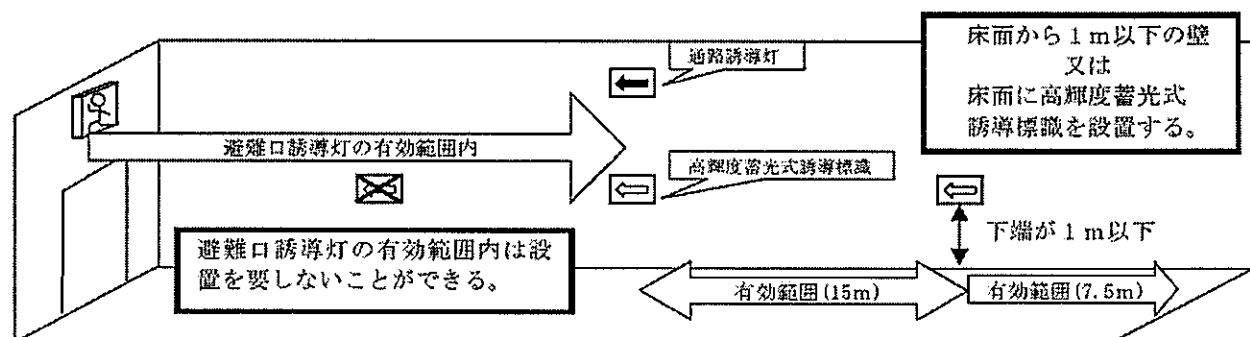
- 1 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。(a)
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける。(b)
- 3 主要な避難口(省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口)に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。(c)
- 4 廊下又は通路の各部分について、(a)～(c)の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。(d)
- 5 以上のはか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。(例)



別記6

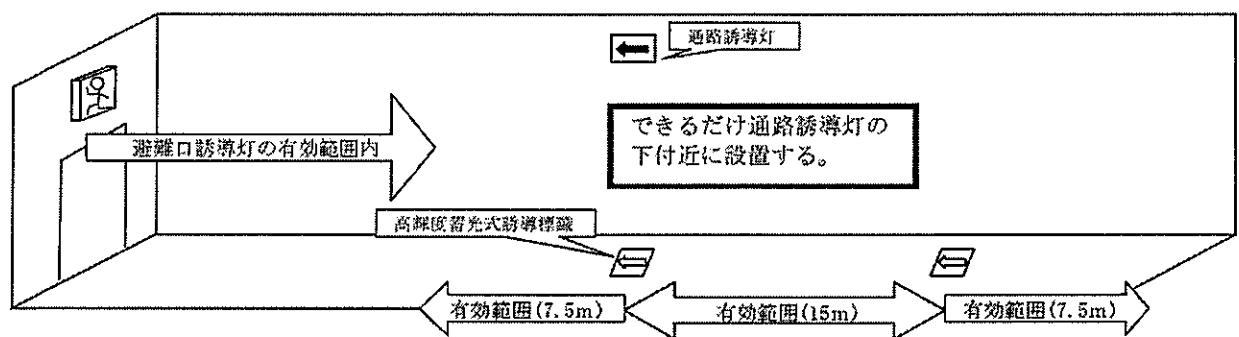
省令第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定により
誘導灯、蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示等を設置する場合について

図1 省令第28条の3第4項第3号の2の規定により誘導灯を設置した場合

図2 避難口誘導灯の有効範囲により通路を包含でき、通路誘導灯・高輝度蓄光式誘導標識の設置
を要しない場合図3 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面していて、通路誘導灯の設置高
さが1mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（床面に設置する場合も同様）

※ 高輝度蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示はあくまで通路誘導灯を補完するものであるた
め避難口誘導灯の有効範囲内は設置を要しないことができる。（図3から図6において同様）

図4 図3以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面していて、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（壁に設置する場合も同様）



※ 蓄光式誘導標識の設置位置はできるだけ通路誘導灯の下付近に設置することが望ましいため、通路誘導灯の設置位置を基準に蓄光式誘導標識の設置位置を決定していく。（図3から図6において同様）

図5 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面していて、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（床面に設置する場合も同様）

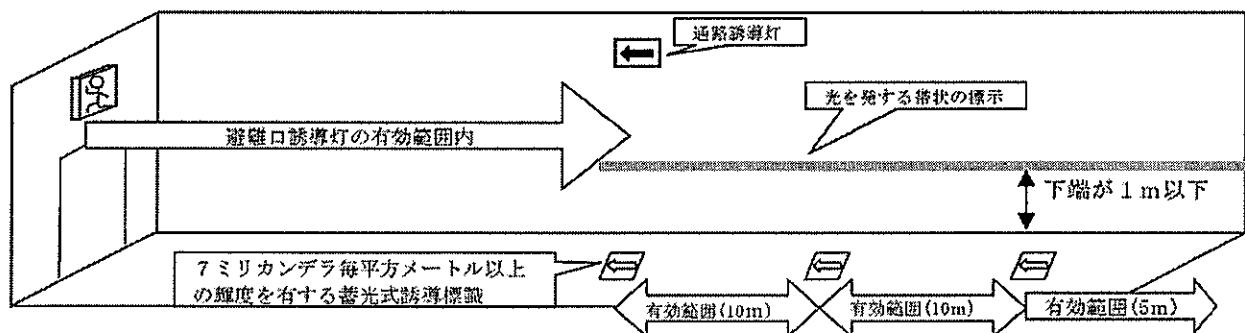


図6 図5以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面していて、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（壁に設置する場合も同様）

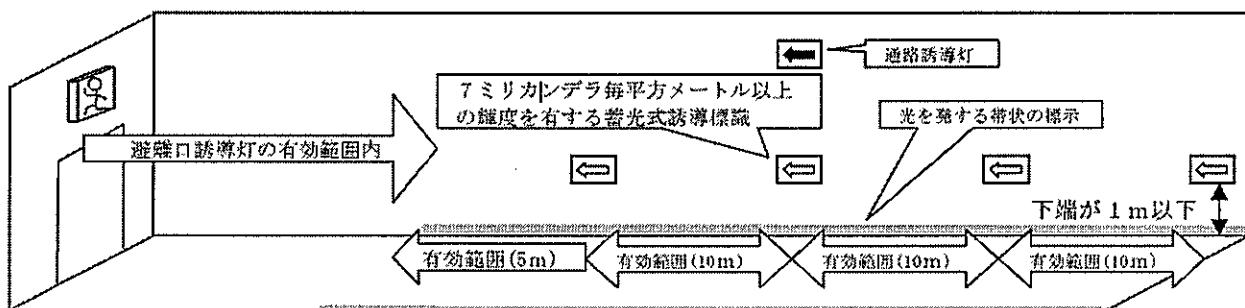
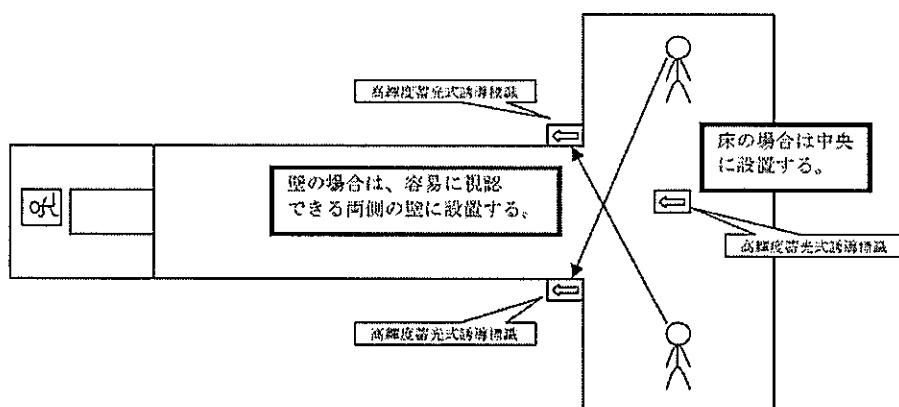
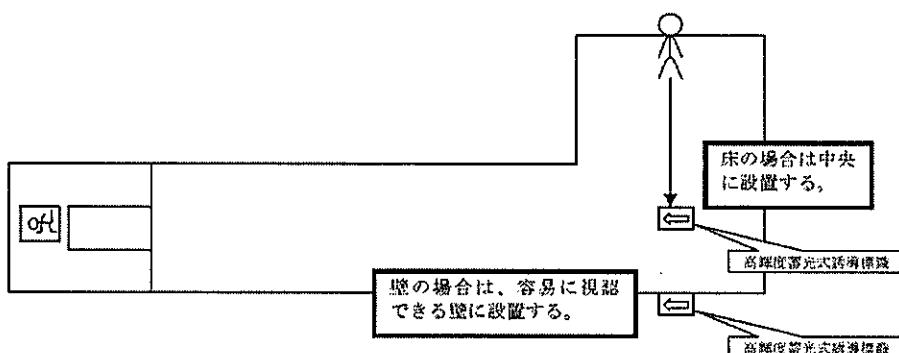


図7 T字路（又は十字路）に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



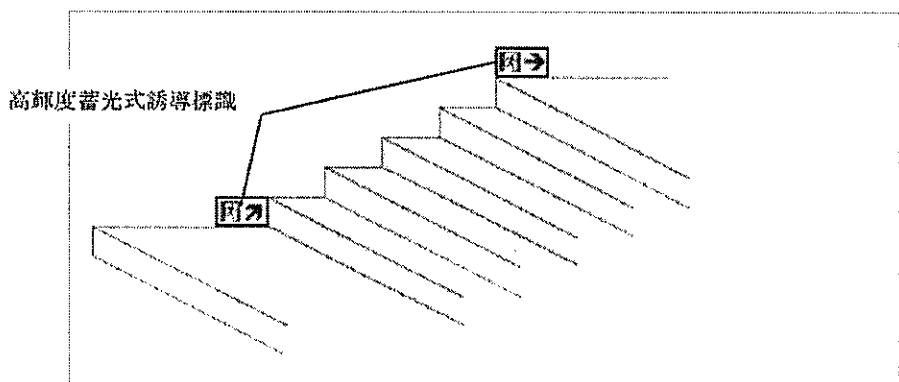
※ T字路（又は十字路）の壁に高輝度蓄光式誘導標識等を設置する場合は、どちら側から避難してきても高輝度蓄光式誘導標識を視認できるように両側の壁に設置します。また、光を発する帯状の標示等を設置する場合も、T字路（又は十字路）には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図8 曲がり角に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※ 光を発する帯状の標示等を設置する場合も、曲がり角には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図9 階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※ 転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に設ける。また、標識上の「避難の方向を示すシンボル」（平成11年告示第2号別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

別記7

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センタ一要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分 (酒類、飲食の提供を伴うものを除く。) など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検中のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分 (酒類、飲食の提供を伴うものを除く。) など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間中に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的 (数分程度) に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物 (特に避難通路) について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) また、当該規定においては、政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

別記8

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別記7の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場所	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 扉開放連動装置 <input type="radio"/> 施錠連動装置 <input type="radio"/> 赤外線センサー等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置 <input type="radio"/> 扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	<input type="radio"/> 照明器具連動装置等	

* 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を選択すればよいこと。

* 2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができる。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。
表示の色は地を白色、文字を赤色とし、大きさは文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由とすること。◆

別記9

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 省令第 24 条第 5 号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動/全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとすること。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において当該要件に該当するケースとしては、①直通階段（特別避難階段及び屋内避難階段等の部分を定める告示（昭和 48 年消防庁告示第 10 号）に規定する開口部を有する屋内階段を除く。）に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。

また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

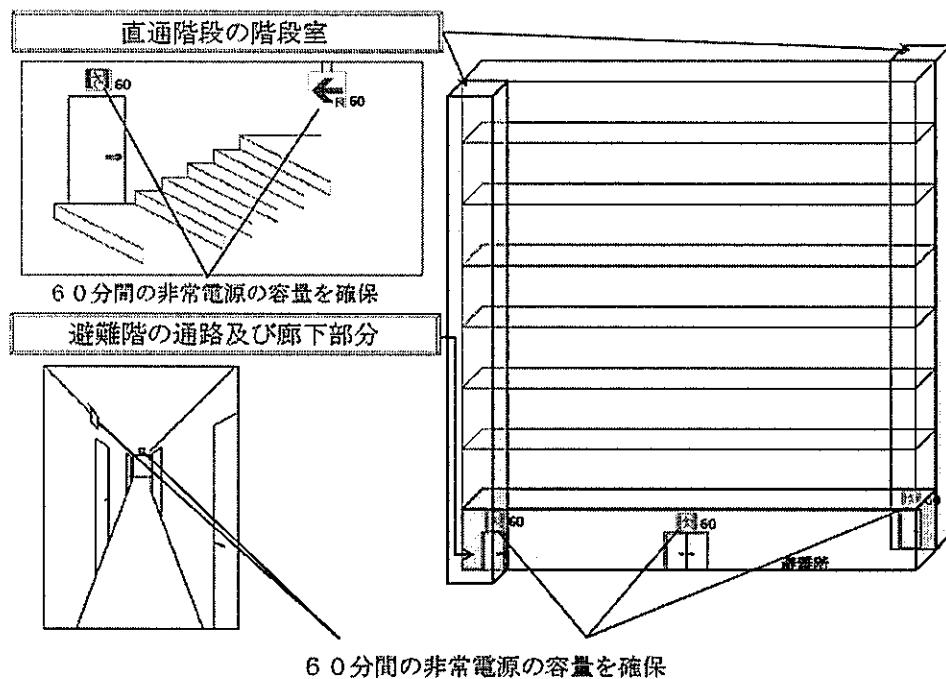
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和 60 年 9 月 30 日付け消防予第 110 号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置・音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

別記10

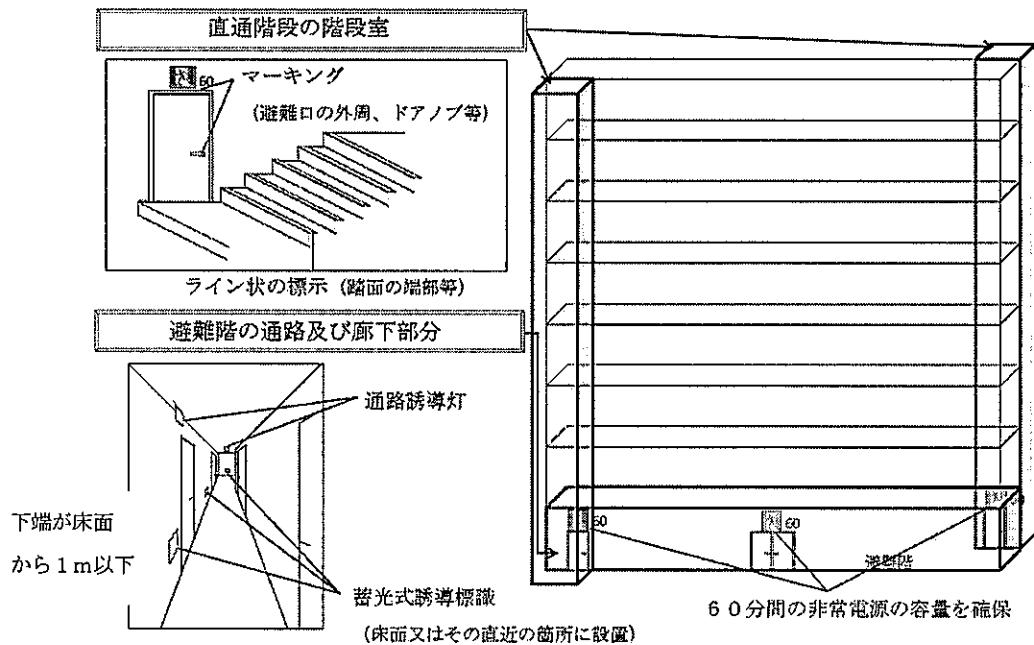
誘導灯の非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路

1 大規模・高層対象物の場合

(1) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合

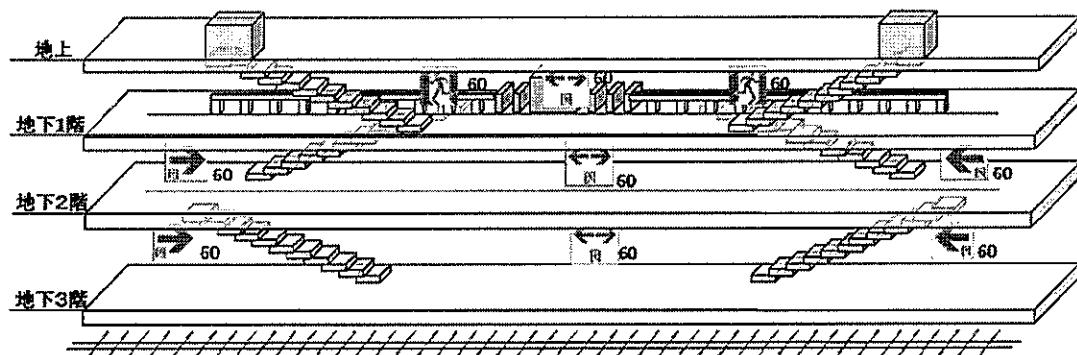


(2) 蓄光式誘導標識を設置し、通路誘導灯の非常電源の容量を20分間確保する場合



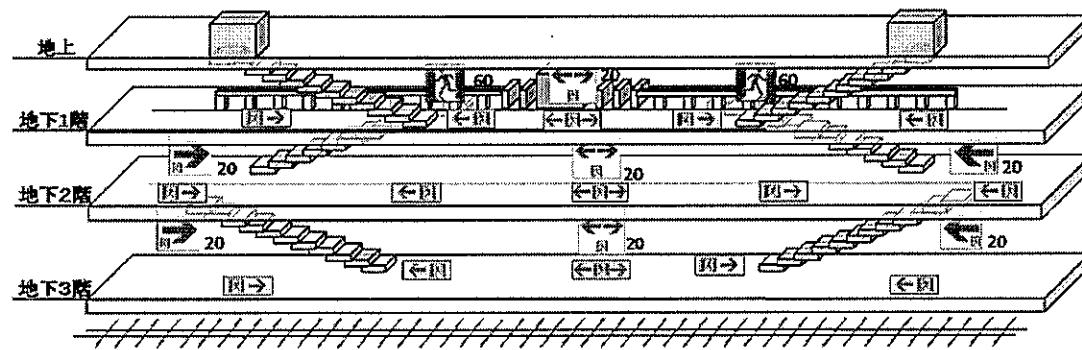
2 地下駅舎の場合

(1) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口
 - ② 地階にある乗降場
 - ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 誘導灯の非常電源の容量を 60 分間確保

(2) 蓄光式誘導標識を設置し、通路誘導灯の非常電源の容量を20分間確保する場合



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口 (誘導灯の非常電源の容量を 60 分間確保)
 - ② 地階にある乗降場
 - ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 高輝度蓄光式誘導標識を設置

【凡例】

- | | |
|--|--------------------------|
| | 60 避難口誘導灯 (60分間の非常電源を確保) |
| | 60 通路誘導灯 (60分間の非常電源を確保) |
| | 20 通路誘導灯 (20分間の非常電源を確保) |
| | 高輝度蓄光式誘導標識 |